農林水産省起案用紙

文書記号番号	平成 22 年度 食農審 第 14 号				
接受	平成 年 月 日	分類番号	1301	保存期間	1 年
登録	平成22年6月11日	決裁委任根拠	第 条第 項第 号		
起案	平成22年6月11日	記事			
決裁	平成22年6月11日				
施行	平成22年6月11日				
完結	平成22年6月11日			文書管理担当者（大臣官房の長又は庶務課）	文書管理担当者
官報掲載	平成 年 月 日 第 号				
件名	食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第１４回牛豚等疾病小委員会の開催について				

大臣	副大臣	副大臣	政務官	政務官
事務次官	農林水産審議官	官房長		

家畜衛生部会長

政策課長

消費・安全局長

梅田審議官

総務課長

畜水産安全管理課長

動物衛生課長

国際衛生対策室長

国内防疫調整官

起案者	伴	担当係等	防疫企画班 （内線 ）

伺　い

標記の件について、下記のとおり開催することとし、案の１により関係者あてに通知してよろしいか。

記

１　日　　時：平成２２年６月１３日（日）　１４：００～１６：００（予定）

２　場　　所：東京都千代田区霞が関１－２－１

農林水産省本省　第２特別会議室（本館４階）

連絡先　０３－３５０２－８２９２（消費・安全局動物衛生課直通）

３　予定議題：（１）宮崎県における口蹄疫の現状及び防疫対応について

（２）今後の防疫対応について

（３）疫学調査チーム報告

(参考)

支出予定項目

(項) 農林水産本省共通費 /

(目) 委員等旅費　8名分 約150,000　円 (　)

(田原、寺門、~~岡部~~、明石、今田、津田、佐藤、清水)

日帰り78名 (田原、寺門、~~岡部~~、明石、今田、津田、佐藤、清水)

宿泊

(目) 委員手当　@18200×5 = 91,000円 (田原、寺門、明石、佐藤、清水)

(目) 庁　費 /

(目細) 雑役務費 速記 2時間(予定) 48,300円 (税込)

(目細) 雑役務費 / お茶代 17本 @89 / 1,588円 (税込)

案の１

番　号
年月日

別紙委員　あて

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会長

（件　名）

時下ますます御清栄のことと御拝察申し上げます。
さて、この度、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第１４回牛豚等疾病小委員会を下記のとおり開催いたしますので、御多用中のところ誠に恐縮ですが、御出席いただきますよう御案内申し上げます。

記

１　日　　時：平成２２年６月１３日（日）１４：００　～　１６：００　（予定）

２　場　　所：東京都千代田区霞が関１－２－１
農林水産省本省　第２特別会議室（本館４階）
連絡先　０３－３５０２－８２９２
（消費・安全局動物衛生課直通）

３　予定議題：（１）宮崎県における口蹄疫の現状及び防疫対応について
（２）今後の防疫対応について
（３）疫学調査チーム報告

（別紙）

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会
牛豚等疾病小委員会委員

【臨時委員】

	岡部　信彦	国立感染症研究所感染症情報センター長
○	田原　健	前(社)鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会専務理事
	寺門　誠致	共立製薬㈱最高技術顧問

【専門委員】

明石　博臣	（国）東京大学大学院農学生命科学研究科教授
今田　由美子	（独）農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所 動物疾病対策センター長
佐藤　英明	（国）東北大学大学院農学研究科応用生命科学専攻教授
清水　実嗣	（株）微生物化学研究所研究開発部長
津田　知幸	（独）農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所企画管理部長

（五十音順、敬称略、○：委員長）

食料・農業・農村政策審議会関係法令集等（家畜衛生部会関係）

一　食料・農業・農村基本法（抄）

二　食料・農業・農村政策審議会令

三　食料・農業農村政策審議会議事規則

四　食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について

五　食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会運営内規

六　家畜伝染病予防法（抄）

○食料・農業・農村基本法

（平成十一年七月十六日法律第百六号）

第一章　総則（略）

第二章　基本的政策（略）

第三章　行政機関及び団体（略）

第四章　食料・農業・農村政策審議会

（設置）

第三十九条　農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第四十条　審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

２　審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

３　審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及

び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）及び有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第四十一条　審議会は、委員三十人以内で組織する。

2　委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3　委員は、非常勤とする。

4　第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

（資料の提出等の要求）

第四十二条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任規定）

第四十三条　この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（以下略）

○食料・農業・農村政策審議会令

（平成十二年六月七日政令第二百八十九号）

内閣は、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第四十一条第四項及び第四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条　食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十二条第五項及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員及び専門委員の任命）

第三条　臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

（委員の任期等）

第四条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5　臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第五条　審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第六条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6　審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（幹事）

第七条　審議会に、幹事を置く。

2　幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。

3　幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4　幹事は、非常勤とする。

（議事）

第八条　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3　前二項の規定は、部会の議事に準用する。

（庶務）

第九条　審議会の庶務は、農林水産省大臣官房企画評価課において厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課及び国土交通省都市・地域整備局地方整備課の協力を得て処理する。

（雑則）

第十条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

○食料・農業・農村政策審議会議事規則

（平成十九年七月十二日
食料・農業・農村政策審議会決定）

（総則）

第一条　食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）の運営については、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）及び食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条　会議は、会長が招集する。

（議事）

第三条　会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

2　会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

3　会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

（議事録）

第四条　議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとすることができる。

（臨時委員）

第五条　臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

（専門委員）

第六条　専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

（意見の陳述）

第七条　会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

（部会）

第八条　第二条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

（小委員会）

第九条　部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

（委任規定）

第十一条　この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この議事規則は、平成十七年七月一日から施行する。

（食料・農業・農村政策審議会議事規則の廃止）

第二条　食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成十三年三月二一日食料・農業・農村政策審議会決定）は廃止する。

○食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について

（平成十九年七月十二日
食料・農業・農村政策審議会決定）

第一条　食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
企画部会	食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食品産業部会	卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食糧部会	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
家畜衛生部会	家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
果樹部会	果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
甘味資源部会	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
畜産部会	家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百

	五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
農業共済部会	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の施行に関する重要事項であって、次に掲げるもの。 一　農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金標準率等の算定方式に関する事項を調査審議すること。 二　家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議すること。
農業農村振興整備部会	一　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 二　食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、次に掲げるもの。 ア　国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議すること。 イ　かんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議すること。

第二条　部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。

2　会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を当該部会長に通知するものとする。

3　会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第三条　部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

部会	課
企画部会	大臣官房企画評価課
食品産業部会	総合食料局食料企画課
食糧部会	総合食料局食糧部計画課

家畜衛生部会	消費・安全局動物衛生課
果樹部会	生産局果樹花き課
甘味資源部会	生産局特産振興課
畜産部会	生産局畜産部畜産企画課
農業共済部会	経営局保険課
農業農村振興整備部会	農村振興局企画部事業計画課

○　食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会運営内規

（平成十九年八月二十四日
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会決定）

第一条　食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会（以下「部会」という。）の運営は、食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）及び食料・農業・農村政策審議会議事規則（以下「議事規則」という。）に規定するもののほか、この内規によって行う。

2　部会の運営に関しこの規定に定めのない事項については、部会長が定めるところによる。

第二条　議事規則第九条の規定により部会に、次の表の上欄に掲げる小委員会を置き、これらの小委員会の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
牛豚等疾病小委員会	一　家畜衛生部会の所掌事務のうち、牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を調審議すること。 二　牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。
家きん疾病小委員会	一　家畜衛生部会の所掌事務のうち、家きんの疾病に係る専門的、技術的な事項を調審議すること。 二　家きんの疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。
プリオン病小委員会	一　家畜衛生部会の所掌事務のうち、プリオン病に係る専門的、技術的な事項を調議すること。 二　プリオン病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。

第三条　小委員会の会議は、部会長が招集する。

第四条　小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する臨時委員の互選によってこれを定める。

第五条　小委員会の議長は、小委員長をもって充てる。

第六条　小委員長は、小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。

○家畜伝染病予防法（抄）

（昭和二十六年五月三十一日法律第百六十六号）

第一章　総則

（定義）

第二条　この法律において「家畜伝染病」とは、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜及び当該伝染性疾病ごとに政令で定めるその他の家畜についてのものをいう。

伝染性疾病の種類	家畜の種類
一　牛疫	牛、めん羊、山羊、豚
二　牛肺疫	牛
三　口蹄疫	牛、めん羊、山羊、豚
四　流行性脳炎	牛、馬、めん羊、山羊、豚
五　狂犬病	牛、馬、めん羊、山羊、豚
六　水胞性口炎	牛、馬、豚
七　リフトバレー熱	牛、めん羊、山羊
八　炭疽	牛、馬、めん羊、山羊、豚
九　出血性敗血症	牛、めん羊、山羊、豚
十　ブルセラ病	牛、めん羊、山羊、豚
十一　結核病	牛、山羊
十二　ヨーネ病	牛、めん洋、山羊
十三　ピロプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	牛、馬
十四　アナプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	牛
十五　伝達性海綿状脳症	牛、めん羊、山羊
十六　鼻疽	馬
十七　馬伝染性貧血	馬

十八　アフリカ馬疫	馬
十九　豚コレラ	豚
二十　アフリカ豚コレラ	豚
二十一　豚水胞病	豚
二十二　家きんコレラ	鶏、あひる、うずら
二十三　高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら
二十四　ニューカツスル病	鶏、あひる、うずら
二十五　家きんサルモネラ感染症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	鶏、あひる、うずら
二十六　腐蛆病	みつばち

2　この法律において「患畜」とは、家畜伝染病（腐蛆病を除く。）にかかっている家畜をいい、「疑似患畜」とは、患畜である疑いがある家畜及び牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、鼻疽又はアフリカ豚コレラの病原体に触れたため、又は触れた疑いがあるため、患畜となるおそれがある家畜をいう。

3　農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

（特定家畜伝染病防疫指針）

第三条の二　農林水産大臣は、家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、検査、消毒、家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を総合的に実施するための指針（以下この条において「特定家畜伝染病防疫指針」という。）を作成し、公表するものとする。

2　都道府県知事及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、この法律の規定による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。

3　農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

第二章　家畜の伝染性疾病の発生の予防

（伝染性疾病についての届出義務）

第四条　家畜が家畜伝染病以外の伝染性疾病（農林水産省令で定めるものに限る。以下「届出伝染病」という。）にかかり、又はかかつている疑いがあることを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検案した獣医師は、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2　農林水産大臣は、前項の伝染性疾病を定める農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴くとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

3　第一項の規定は、家畜が届出伝染病にかかり、又はかかつている疑いがあることを第四十条又は第四十五条の規定による検査中に発見した場合その他農林水産省令で定める場合には、適用しない。

4　都道府県知事は、第一項の規定による届出があつたときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長に通報するとともに農林水産大臣に報告しなければならな

（飼養衛生管理基準）

第十二条の三　農林水産大臣は、政令で定める家畜について、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。

2　飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

3　農林水産大臣は、飼養衛生管理基準を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

第三章　家畜伝染病のまん延防止（略）

第四章　輸出入検疫（略）

第五章　雑則

（監視伝染病以外の疾病に対するこの法律の準用）

第六十二条　家畜その他の動物について監視伝染病以外の伝染性疾病の発生又はまん延の徴があり、家畜の生産又は健康の維持に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、政令で、動物及び疾病の種類並びに地域を指定し、一年以内の期間を限り、第三条の二、第五条から第九条まで、第十一条から第十二条の二まで、第三章の規定及びこれに係るこの章の規定並びに第四章の規定（第三十六条の二の規定を除く。）の全部又は一部（家畜以外の動物については、第五条から第九条まで及び第十一条から第十二条の二までの規定を除く。）を準用することができる。

2　農林水産大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

（以下略）